　0109



一般社団法人日本原子力学会

日本原子力学会賞規程

平成28年5月24日　第8回理事会承認

（目的）

第１条 本規程は，定款第４条および細則第14条に基づき設けられる日本原子力学会賞（以下，「学会賞」という）の選考方法等について定めることを目的とする。

（学会賞の目的）

第２条 学会賞は，原子力または放射線の平和利用に関する学術および技術を顕彰することを目的とする。

（対象）

第３条 学会賞は，毎年1回，原子力または放射線の平和利用に関する学術および技術上の優秀な成果ならびに優れた貢献をなした者に対して授与する。

２　学会賞の種頻は，別に定める。

（賞の付加）

第４条 特に優れた成果または貢献に対する学会賞には，特賞を付加することができる。

２　特定分野の成果または貢献に対する学会賞には，当該分野の学術および技術を特に顕彰する目的で，関連する名称を冠した賞を付加することができる。

３　賞を付加できる分野と付加する賞の名称は，別に定める。

（選考）

第５条 受賞者の選考は，理事会がおこなう。

２　理事会は，この選考を円滑におこなうため，表彰・推薦小委員会のもとに，学会賞選考会を設置する。

３　前項の選考会について必要な事項は，別に定める。

（贈呈）

第６条 受賞者には，本賞と副賞を贈呈する。

２　贈呈は「春の年会」においておこなう。

（補則）

第７条 この規程に定めるもののほか，学会賞の実施に必要な事項は，理事会の定めるところによる。

（改定）

第８条　本規程の改定は，総務財務委員会が起案し，理事会の承認を得るものとする。

附則

１　昭和42年1月23日　第88回理事会制定，同日施行

２　改定履歴

1. 平成8年5月29日　改定
2. 平成13年7月24日　改定
3. 平成14年6月25日　改定
4. 一般社団法人移行に伴い「学会賞選考委員会」を「学会賞選考会」に変更　平成23年2月1日　第514回理事会承認
5. 平成25年11月26日　第4回理事会承認
6. 平成26年1月30日　第5回理事会承認
7. 平成28年4月21日　第10回総務財務委員会起案，平成28年5月24日　第8回理事会承認

附則

１　平成23年2月1日改定の規程は，平成23年4月1日から施行する。

２　平成25年11月26日改定の規程は，理事会承認の日から施行する。

３　平成26年1月30日改定の規程は，理事会承認の日から施行する。

４　平成28年5月24日改定の規程は，理事会承認の日から施行する。